

日本国文部科学省とポーランド共和国スポーツ・観光省との間の スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省及びポーランド共和国スポーツ・観光省（以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という）は、

両国間のスポーツ分野における連携の発展及び強化を希望し、
スポーツ分野における協力を拡大することを希望し、
オリンピックムーブメントの理想及び規則に対するコミットメントを再確認し、
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のための準備の状況下にある両国間の
オリンピックムーブメントに関する協力を強化する事を追求し、

以下のとおり決定した。

第1項

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、スポーツ分野における相互発展のための両当事者間の協力を強化するための一般的な枠組みを提供する。

第2項

両当事者は、以下の範囲において協力する。

- 1) スポーツ分野で活動する国内競技連盟、トレーニングセンター及び研究開発センター並びにスポーツに専念する公的及び非公的な高等教育研究機関が、直接的な関わりを確立し、それらの機関の協力を強化することを奨励する。
- 2) 両国間におけるスポーツの組織及び資金調達、スポーツ施設の資金調達及び管理の状況、スポーツ教育及びトレーニングの制度並びにスポーツに関する規制についての情報を交換する。
- 3) 様々なスポーツにおける専門家、コーチ及び選手の交流を促進する。
- 4) 両国で開催されるスポーツイベントへの選手、スポーツコーチ及び技術者の参加を支援する。
- 5) スポーツイベントに伴う活動及び事業を支援し、両国を観光地として促進することを目指す。
- 6) スポーツ・フォー・オール、スポーツ医学及びアンチ・ドーピングの分野における情報及び専門家を交換や交流する。
- 7) 相互主義に基づくスポーツ代表団の交流に貢献する。

第3項

第2項で言及される協力は、交流プログラム又は当事者が適当と考えるその他の方法で、代表団の交流を通じて実施することができる。

第4項

協力は、利用可能な資金、予算評価及び関連する国内法の規定に従って、両当事者によって資金供給される。

第5項

- 1) 本覚書の下での協力は、両当事者による署名の日から開始する。
- 2) 本覚書の下での協力は、3年間継続し、どちらか一方の当事者が他方の当事者に対し、本覚書の下での協力を終了させる意思を外交上の経路を通じて6ヶ月前に書面によって通知しない限り、3年間自動的に更新される。
- 3) 本覚書は当事者の互いの同意によって修正することができる。修正は、両当事者による署名の日から開始する。

第6項

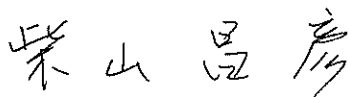
本覚書は、両当事者間の協力を強化及び発展させることを目的として作成され、国際法の下での合意を構成しない。

本覚書のいかなる内容も、法的拘束力を有する権利又は義務を生じるものとして解釈及び実施されない。

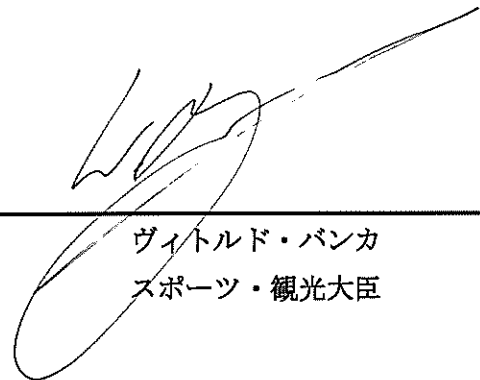
2019年2月22日に東京において、同等の価値を有する日本語、ポーランド語及び英語の言語による本書2通に署名された。解釈の相違がある場合には、英語の本書による。

日本国
文部科学省のために

ポーランド共和国
スポーツ・観光省のために



柴山 昌彦
文部科学大臣



ヴィトルド・バンカ
スポーツ・観光大臣